

感染症の予防及びまん延防止のための指針

株式会社安心生活.com

1. 基本的な考え方

訪問介護の現場では、高齢者の感染症に対する抵抗力が低い方々が多く利用するため、感染症の予防とまん延防止が重要。事業所は、利用者・職員の安全を確保するため、適切な対策を講じる必要がある。

2. 感染症予防のための体制

- 管理者会議内に感染対策委員会を設置する
 - 事業所内での感染症予防策を検討し、発生時の対応を決定する。
 - 委員会は半年に1回以上開催し、感染症流行時には随時開催する。
 - 委員長は社長が務め、取締役・管理者が委員として参加。

3. 平時の感染予防対策

- 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底
 - 手指消毒（手洗い・アルコール消毒）
 - 個人防護具（手袋・マスク・ガウン・ゴーグルなど）の使用
 - 呼吸器衛生（咳エチケット）
 - 環境整備（清掃・感染性廃棄物の適切な処理）

4. 感染症発生時の対応

- 感染症発生時の対応フロー
 - 発生状況の把握と記録
 - 医療機関・保健所への連絡
 - 消毒・感染経路の遮断
 - 利用者・職員への周知
 - 行政の指示に従い対応を協議

5. 研修・訓練の実施

- 職員研修
 - 年1回以上、感染症予防に関する研修を実施
 - 新規採用時にも研修を行う
- 訓練
 - 感染症発生時の対応を想定した訓練を年1回以上実施

6. 改廃

この指針の改廃は、取締役の発議により社長が決定する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。